

宮河歌合三十二番について

三二

宮 田 て い

1

宮河歌合は御裳濯河歌合とともに西行の自歌自撰の歌合である。いずれも三十六番七十二首から成り、宮河は定家に、御裳濯河は俊成にそれ／＼判を受けている。西行の時代は歌合の最盛期で、その催しがすでに遊宴の意を失い、歌人たちが純粹に歌の優劣を競い、判者たちの歌学歌論の論壇となっていた。歌合史のピークと考えられる千五百番歌合の行われた建仁元年（一一〇一）は西行の歿後十一年目にあたる。このような時期にその生涯を送った歌人西行であるが、どうしたことかそれらの歌合の席には出なかつたようである。その西行が晩年になつてこの二つの自歌自撰の歌合を試みている。自歌合という形式はこの作品あたりがその嚆矢らしく、以後これを契機として諸家の自歌合が急に頻繁に作られたようである。新しい様式の創立という点からもこの二つの作品は歌合史上の意味を持つている。しかしこの二つの歌合の興味の中心は、作者西行と判者の俊成・定家との出会いにある。平安末期の代表的歌人西行が、日ごろ尊崇していた伊勢大神宮に法衆を捧げ、祈願をこめるために、生涯の作品の中から自撰し、これを番えたものに、これまた時代の代表的歌人であり、歌論の大家であつた俊成・定家が判を加え、判詞を記しているということである。

この二つの歌合の成立の時期と、その間の事情について、その詳細な考察は他日に譲り、簡単に述べてみる。文治三年、第二回の奥羽旅行を了えて帰京した直後、即ち五月から七月の間に、西行は先づ御裳濯河を組み、俊成のもとへ送つたと推定される。俊成は既に判者としての長い経歴をもつていたのであるが、この時期は判の筆を断つていた空白期の最中にあたり、この歌合に判を加えることをしば／＼辞している。しかしさすがに「上人田位、壯年の昔より互に己を知れるによりて、世の契りを結び了りき」と判詞の中にも述べているように古い馴染だけに、いなみきれずに判をつけて送り返している。次いで「田位ひじり、歌どもを伊勢の内宮の歌合とて判うけ侍りし後、又外宮の歌合にも思う心あり。新少將に必ず判してとてかきければ云々」（長秋詠藻）とあるように、西行は更に宮河三十六番を番えて定家のもとに送っている。これを受け取つた定家は時に二十六才、さすがに老大家の歌の判はつけ難かつたものとみえ、度々辞退し、「神風宮河の歌合の勝負、記し附くべき由侍りしことは、玉くしげ二年あまりにもなりぬ。」と跋文に記しているように、二年余を経過し、その書写の出来上つたのは、奥書によれば文治五年八月であつた。つまり文治三年、七十才の西行が両歌合を組み、七十四才の俊成が御裳濯河の判をし、二十六才から二年間熟慮を

重ねた定家が二十八才で宮河の判を記しているということになる。

西行の歌数は現存のもの一九八六首である。(日本古典全書「山家集」解説)この歌数は歌合自撰後、建久元年死に至るまで三年足らずの期間の作をもこの中に含んでいるわけであるが、竹柏園藏の古鈔山家集の奥書には「三千百十二首也」とある由で、現存のもの以外に、その後散佚したものもあつたであらうと考えられ、そうすると文治三年の自撰当時には二千首或いはそれに近い数はあつたと思われる。その中から、七十才に至つた西行自身が価値あるものとして撰んだ一四四首であつてみれば、やはり珠玉の作品と言わねばならない。また番えられた二首は、西行にとって何かの点で比較してみたい二首であり、その優劣を自分では決めかねたものであると思われる。番いの中には、西行の代表作として多くの人々に長く記憶された歌と、そうでないものとの組み合わせもあり、現代の批評眼からすれば、その優劣は一見して明らかと思えるものがある。それをも西行が番えているということは見落せない。こうした西行自撰の番いに歌壇の大御所俊成と、新進気鋭の定家が、どんな判を加えるかというのが興味の一つの焦点である。西行が所謂歌壇の宮廷歌人ではなく、むしろそうしたわくにはまらぬ自由な放浪詩人であつただけに、判者との対照が際立っている。また定家についてはこの前年、西行が百首歌を御進しており、次いでこの判を依頼しているわけである。このことは俊成の子という歌の家柄であることにもよろうが、やはり定家の素質と天分とを洞察し、その将来を嘱目してのことと思われる。定家もその期待によく応え、後の歌論の基礎をここに踏みかためている。三十六番の二つの歌合とその判というささや

かな作品であるが、規模の大きいことよりも確実な資料として、この中に西行・俊成・定家の人と文学とその時代を探ることができるであらう。ここでは、その試みの一つとして、宮河歌合三十二番をとり上げたい。

2

宮河歌合三十二番

左

道かはるみゆき悲しき今夜かなかぎりの旅と見るにつけても

右

松山の浪に流れて来し船のやがて空しくなりにけるかな

左右ともに旧き重事となす。故に判を加へず。

歌の分類からすれば哀傷の部に入るべき一組であるが、①この二首がともに保元の乱から悲劇的な二つの死を詠んでいること、

②定家が判を加えていないこと。この二つの点に注意したい。

まずこの二首の作られた事情を探ってみると、左は山家集の詞書「にをさきまゐらせける所へわたしまゐらせけるに」とあり、このすぐ前に同じ時の作「こよひこそおもひしらるれあさからぬ君にちぎりのあるみなりけり」があつて、詞書がくわしい。

一院かくれさせおはしまして、やがての御所へわたりまゐらせける夜、高野よりいであひてまゐりあひたりける、いとかなしかりけり。このちおはしますべき所御覽じはじめけるそのかみの御ともに、右大臣さねよし大納言と申しける候はれけり。しのばせおはしますことにて、又人さぶらはざりけり。その御ともにさぶらひけることのおもひいでられて、をりしもこよひにまゐりあひ

たる、むかしいまの事おもひつづけられてよみける。

「一院」は鳥羽院のことであり、その崩御の折、即ち保元元年七月、西行三十九才の作である。西行は曾って在俗の青年時代を、この鳥羽院の仙洞に下北面の武士として奉仕した。「こののちおはしますべき所々々」は鳥羽院が御墓所を安樂寿院に定められ、保延五年その竣工の下検分におしので御幸があった。その時西行も警護の一員として加わったことを追懐しているのである。十七年前の御幸を回想するにつけても、この度は「みちかはるみゆき」であり、それは二度と還御のない御幸である。それにまいるいわせしたのは「浅からぬちぎりある身」であり、まことに「かなしき今夜」である。

しかしこの葬送の悲しみは悲劇の前奏曲に過ぎない。この七月二日の鳥羽院崩御は事態の急変を呼び、同月十二日、崇徳院は鳥羽の田中殿を出て、白河の前齋院統子内親王の御所へお入りになり、藤原頼長を主謀とする挙兵の御企てがあった。事は失敗に終り翌夜仁和寺に移られ御剃髪になった。

世の中に大事いできて新院あらぬさまにならせおはしまして、御ぐしおろして仁和寺の北院におはしましけるにまゐりて、兼賢阿闍梨いであひたり。月のあかくてよみける

かかるよにかげもかはらずすむ月をみるわがみさへうらめしきかな

と山家集は伝えている。鳥羽院の御大葬に会してから旬日ばかりにして崇徳院のもとに参じたわけである。崇徳院へのつながりは、主家徳大寺家出身の待賢門院が、崇徳院の御母君にあたることによるようである。年令的にも院が西行より一才年下で、西行は和歌のお相手もつとあたことのある近しさであつたらしい。かくて崇徳院は

七月二十三日に讃岐へ渡られ、長寛二年八月、かの地で崩御になる。この間八年、讃岐の女房と西行との間にはしばしば便りが交わされたことが山家集に見えている。崩御ののち三年を経た仁安二年、五十才の西行は西国行脚に出て、松山を訪れ白峯院に詣でている。「讃岐にまうでて、松山の津と申す所に院おはしましけむ御あとだづねけれど、かたもなかりければ」とあって二首ある。その一つがこの三十二番右の「松山の波にながれ来し船の」である。三年間心に持ち続けられ、純化された哀悼の気持は、激情に身を滅ぼす態のものではなく、静かな口物の中に凝結した強さをたたえている。

このようにみえてくると、この三十二番は特異な番いである。権力争奪に対立した両陣営の二人の上皇の死にからんでいるわけである。この間にあつて作者西行は、いずれの院にも限らない恩遇を感じ、深い敬慕の情を抱き、その死を悼んでいる。しかし彼の属した佐藤氏や、主家にあたる徳大寺家は、この対立に関して利害錯綜した複雑な関係をもっている。この二首の背後には出所進退の難しい事情があつたに相違ないが、西行はこの二首を一組に番えて判を請うている。

一方これを受け取つた定家は「左右ともに書き重事となす。故に判を加へず」と記している。「判を加へず」というのは歌の価値が伯仲していて、その優劣が認め難いという「持」の判をつけた場合とは全く趣きを異にする。宮河三十六番申にもこの他にはなく、御裳濯河にもその例を見ない。また広く歌合史上にも数少ない例ではなからうか。優劣を競い、勝負を判定することをその本来の目的とする歌合にあつて、判をしないということは、判者としての任務の放棄

である。勿論、左右の作者が互いに勝負を競い、衆議判までして錦を削るといった世の歌合と、この自歌合の場合と同様に見なすことは適當でない。しかし和歌の評論としての嚴肅さにおいて相違はないはずである。この歌合が判者としての最初の経験である二十八才の定家に、判者の自覚がまだ十分に成熟しきっていないかつとも見られよう。定家の意識を探ってみると、この三十二番の判を差し控えたのは、「左右ともに舊き重事となす。故に」であつて、歌をその文学的価値に於いて評価するのではなく、そのこと以前の問題にこだわっていると見られる。すなわちこの二首が世間的に差し障りのない哀傷、無情ではなく、歴史的事件という「重事」の中にその素材を持っているということへの配慮からであらうと想像される。

左の「道かはる」は西行三十九才の作で、この判詞の書かれた文治五年を遡ること三十一年前、右の「松山の」は五十才、二十年前の作であつて、まことに「舊き」ことである。この二十年、三十年の経過にもかかわらず、事の重大さを慮つたわけである。ここには芸術の世界に遊ぶ「歌人定家」ではなく「正五位下藤原定家」が感ぜられる。定家がこうした二つの面を持ち、宮廷人としての定家が、時に和歌の世界へ入りこんでくるということは、彼の芸術を考へる上で見逃せない。定家の態度を示すものとしてよく引用されるものに「世上乱逆追討雖滿耳不注之、紅旗征戎非吾事」という明月記の一節がある。これはこの判より九年前、定家十九才の日記である。世上の争乱の現実から目をそらし、専ら詩に対する憧憬を「吾事」として芸術至上を生涯の生き方とした証左とされている。

しかしこの明月記の一節は、定家の青年期の日記という面と、生

涯の生き方の姿勢という面との二つの交差としてとり上げられるべきであらう。そこには、一途に己が心中の問題に集中している文学青年らしい潔癖さがみられる。その反面「世上乱逆」「紅旗征戎」を「吾事」の外におくというだけで、その現実と如何に対決していかかという点では、弱さをも包蔵していたのではないか。保元の乱という争乱の現実に生きて、その生活の中の哀感を歌いあげることをも「吾事」とした西行の作品に対して、その芸術的評価を差し控えるという態度の要因を、九年前のこの日記は奥深くもつていたように思われる。しかもこの九年間には「紅旗征戎非吾事」と道破した颯爽とした青年らしきから、世俗への配慮を考えるとこの態度へ一つの屈折をみせている。この三十二番のとり上げ方は、この歌合の跋文に「位なほ五品に沈みて、未だ三笠の山の雲のほか一人拾遺の名を恥ぢ、九重の月のもとに久しく澆渚の愁へにくだる」と、しきりに官位を気にしていることにも通じている。このようにみてくると、彼が生活の一切を芸術に従属させて芸術至上を生涯の生き方としたというわけではなく、時に彼の芸術が世俗的なものに従属させられた事実のあることを見逃すわけにはいかない。このきわめて世俗的な一面を持っているということは、單に定家の個性だけによるものではなく、定家の属した宮廷人の数多くが持つていた宿命的な一面でもある。讓位された高倉院の御仏名に参じようとして、父俊成に制止された記事が、やはり明月記にみえる。定家の人間形成の一つの過程を示すものと思われる。

定家が三十二番を芸術的価値以前のところで扱えたのに対して、この二首を番えて判を請うた西行は異つた次元に立っている。鳥

羽・崇徳両院の恩遇を思い、その崩御を悼んでいるが、その悲痛な感情は、そのために憤激の行動に訴えるという性質のものではない。人間生活或る日は歡喜に、又或る日は悲歎にと動いてやまないが、この哀愴が行動を離れて無関心の鑑賞になごむところに和歌が成立する。この二首も悲痛な感情が関心事をはなれ、悲劇的抒情として心の内面に奥深く凝結し、そこに人間の精神を純化させ、人間価値の強靱性を創造している。こうした意味において二首の芸術的価値の優劣を定家に問いたかったのである。

同じ歌をとり上げるにあたって、一方は世俗的関心事を慮って批評の口をつくみ、また一方は人事葛藤の現実の中から取材した詠歎を、その純粹性において問題にしたわけである。ここに対蹠的な二つの態度が認められる。一方定家を束縛し、他方西行を解放したものは何であろうか。興味深い問題である。しかしそれは簡単に解明できる性質のものではない。ここでは西行が出家の身であり、隠者とよばれる生活様式をもつていたことが、この問題にかかわつていふことを指摘したい。

3

保元の争乱の渦と西行との関わり合いについて、尾山篤二郎氏は「西行の生涯」(「西行法師全集」付録)において、次のように述べておられる。

若し西行にして尚十六年男であつたとすれば、宣旨の御使を畏みお受けしたか、院宣を申承つたか、兎に角攻守何れかの一軍を指揮して合戦の庭に加つたらうと想像すること、これは自由である。だが佐藤氏は、前九年後三年の役以来関東東北の地盤を源氏

に荒されてゐるので、源氏とは善い筈がない。崇徳院には特別な御関係はあつたが、若し為義一党が白河の上西門院御所へ参殿したと聞いたならば果してどう進退したであらうか。一方官軍方では公家上席に西行の主家内大臣実能があつて見れば、これまたむげに否むわけにはゆかないようなことがあつたかも知れない。

「若し尚十六年男であつたとすれば」という仮定に立っているわけであるが、このことは裏がえせば、当時既に「男」でなかつたら、合戦のいずれの陣営にも属さなかつたかわりに、この進退の難しさを超えて両院のもとへ馳せることができたとも考えられよう。鳥羽院の御葬送を悼んだ左の「みちかはる」に続く山家集の一首に次のようなものがある。

をさめまゐらせてのち、御ともにさぶらはれる人々、たとへむかたなくかなしながら、かぎりある事なれば帰られにけり。はしめたる事ありて、あくるまでさぶらひてよめる

とはばやおもひよらでぞなげかましむかしながらの我が身なりせば

すでに「昔ながらの身」でなかつたことが「とはばやと思ひよらでなげく」ということから行動を自由にしたものと同理解できる。このことは同様に崇徳院へ参上する自由をも保証したようである。

次に、自由に解き放たれた行動の結果が、単に葬送に会し、通夜誂経して供養したことにとどまらず、その心情を「道かはる」の詠に結晶させていることに注意したい。仁和寺に参じた時と同様で前述のように「かかるよにかげもかはらずむ月を見るわがみさへうらめしきかな」の一首を残していた。行動の自由が、不幸な御境涯

に同情して息せき馳せ参ずることを可能にしたのであるが、そのことにとどまらず、激動期の現実の中に生きる一人の人間の哀歎を歌う自由をそこに獲得しているということである。宮河歌合三十二番を審えて、文学的価値を問題にし得た自由もこのことと関わっているのではなからうか。

このように見てくると、三十二番において、定家と対蹠的と思われる態度を西行にとらせた要因の一つとして、やはり西行が出家の身であり、隠遁の生活を持っていたことが挙げられねばならない。三十二番は定家が世俗的関心事としての現実にとらわれて、芸術の中に於いて現実を受けとめることのできない弱さを見せたのに対して、西行は関心事としての現実から離れた所に立つことによつて、作品の中で現実の哀歎を歌い得、その芸術的価値を問題にし得たという対照であった。関心事としての現実を離れるのに出家、隠遁という生活態度が役立っているということである。隠遁生活は逃避であり、逃避にからむ諦めは奮斗性のない卑屈の悪徳として時に指弾

される。それには一応の道理があつて、積極的に除去し克服することの可能性が明らかな場合に、努力を逃避し、諦観することはもとより指弾されねばならない。しかし歴史の激変期の悲劇的莫藤は、それらのすべてがいつも客観的に克服されるに限られていない。西行は平安末期の現実の中に生きて、抒情詩の方法において真実を歌いえた数少ない歌人の一人であるが、出家の生活、山林の自由がそこで果した役割は大きく、この時代としての積極的な意味を認めねばならない。隠者文学が現世の生の無意味さを説く精神であるという見かたもあるが、世捨人西行が現世の人間の哀歎を純化し、生の意味を深め得ていることを上に見てきた。このことは隠者文学と呼ばれる系列の評価にかかわる問題であるが、更に今後の課題とした

い。

（山家集は日本古典全書本、宮河歌合の本文は同上「歌合集」による）